

## 伊達地方消防組合消防本部告示第1号

伊達地方消防組合火災予防規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和7年12月24日

伊達地方消防組合

消防長 和光 周一

### 伊達地方消防組合火災予防規程の一部を改正する規程

伊達地方消防組合火災予防規程（平成29年伊達地方消防組合消本告示第1号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「第7条の2第2項」の次に「、第7条の3第2項」を加える。

第15条の次に次の1条を加える。

（届出の期間及び区域の指定）

**第15条の2** 条例第50条第2項において指定の対象となる行為は、条例第50条第1項各号に掲げる行為とする。

2 条例第50条第2項の消防長が指定する届出の対象期間は通年とし、届出の対象区域は伊達地方消防組合管内の全域とする。

### 附 則

この告示は、令和8年3月1日から施行する。ただし、第8条第1項の改正規定は、令和8年3月31日から施行する。